

## 令和3年第1回大木町議会定例会会議録（第5号）

1. 招集年月日 令和3年3月19日（金） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康兼福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画兼環境課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

- ①令和3年度大木町一般会計予算について
- ②令和3年度大木町国民健康保険特別会計予算について
- ③令和3年度大木町後期高齢者医療特別会計予算について
- ④令和3年度大木町水道事業会計予算について
- ⑤大木町健康福祉センターの指定管理者の指定について
- ⑥大木町農産物加工販売施設の指定管理者の指定について
- ⑦おおき循環センター「くるるん」内道の駅おおきの指定管理者の指定について

- ⑧大木町地域創業・交流支援センターの指定管理者の指定について
- ⑨大木町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑩大木町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑪大木町議会会議規則の一部を改正する条例の制定について
- ⑫大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑬大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑭諸般の報告
- ⑮会議録署名議員の指名について

## 8. 議事

議長　それでは、皆さん、こんにちは。

本日は、午前中が各町内3小学校の卒業式ということでございまして、例年であれば私たちもお招きをいただいて各小学校の卒業生をお祝いするというふうな日でございましたけれども、ご承知のとおり、コロナ禍の中での縮小した開催ということで、この場をもって心から卒業生の皆様にはお祝いを申し上げたいというふうに思います。本当におめでとうございます。

本日は、3月定例会いよいよ最終日となりました。各委員会に付託をしておりました案件の報告がなされますので、各委員長の皆様には、お世話をおかけしましたが、本日の報告、最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、直ちに会議を開きます。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第1回定例会5日目を開会いたします。

なお、本日も安藤代表監査委員にご出席をお願いしております。

日程第1、議案第12号令和3年度大木町一般会計予算についてを議題といたします。

本案は、去る3月4日に予算審査特別委員会に付託されておりましたので、各予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。まず、第1予算審査特別委員会、徳永伸行委員長。

徳永委員長 第1予算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

令和3年第1回大木町議会3月定例会に提案されました議案第12号令和3年度大木町一般会計予算については、3月3日と4日の本会議において町長及び所管課長から説明を受けました。そのうち、第1予算審査特別委員会に付託されました総務課、企画課、会計課、税務町民課、建設水道課、産業振興課、議会事務局の6課1局について、去る3月8日より、各課の担当課長及び係長等による予算の詳細なる説明を求め、審査しました。その報告をいたします。

まず、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億1,400万円となっており、対前年度比1億6,500万円、2.7%の減となっております。歳入歳出の予算書、各事業別予算、目的別歳出の内訳表、性質別歳出内訳表、さらに新規・拡充される事業及び投資的事業の概要、基金残高一覧表、公債費及び債務負担行為に対する支出見込みの年度別額並びに追加の予算書説明資料の説明を受けました。

新規及び拡充事業の主なものは、正原橋改良事業、狭あい道路整備事業、保健体育施設改修事業、学校教育支援事業、ゼロカーボンシティ推進事業、関係人口創出の推進などであります。

歳入では、町税は13億3,799万4,000円、3,400万円、2.5%の減であります。地方交付税は14億8,000万円、2,000万円、

1. 3%の減となっており、国庫支出金8億6,455万1,000円、寄附金5億円、209.5%の増、繰入金は1億4,482万5,000円、2億7,037万5,000円、65.1%の減で、その内訳は、財政調整基金1億1,500万円、1億9,500万円の減であります。大木町公共施設整備基金2,300万円、7,400万円の減であります。また、町債は3億6,490万円、2億110万円、35.5%の減で、その内訳は、臨時財政対策債2億4,000万円、8,500万円の増、衛生債850万円、5,690万円の減であります。農林水産業債2,500万円、3,500万円の減、土木債1億790万円、1,160万円の増、消防債600万円、100万円の増、教育債2億680万円の皆減であります。

新型コロナ対策、頻繁に発生している災害対策を重点に予算を編成され、今後の生活様式の変化を見据えた編成となっている。今後も町の将来を見越した予算にしていてください。

次に、各課別に審査の報告をいたします。

初めに、総務課の審査結果を報告いたします。

総務課においては、人件費以外で約3,300万円の増となっている。主なものは、電算システムのリプレースにかかる費用、久留米広域消防本部負担金、小型動力ポンプ付積載車の更新及び県ポンプ操法大会出場費用が計上されている。前年度、多額の設備保守、点検、EV車の購入があったが、今年度はないとのこと。

主な事業として、ZEB化事業が計上されている。庁舎の屋上、子育て支援センターに合計20キロワットの太陽光発電設備があるが、売電できるレベルではない。燃料費は庁舎の空調用であり、庁舎の改修をすることで発電した分と使用した分プラスマイナスゼロにどれだけ近づけるか、施設に合った改修を

検討するとのこと。断熱方法はいろいろ検討するよう要望した。

公有物件敷地借上料は、まだまだ多い。大莞小学校の一部、健康棟、アクアス北側駐車場、消防格納庫など残っている。将来的に公共施設のあるところは買上げをして町有地としてほしい旨、要望した。

職員研修負担金が減額されていることについては、回数を減らしているわけではない。コロナの影響でリモートによる研修、日帰り研修などの増加により旅費、宿泊費が少なくなっているためであるとのこと。研修計画は事前に早めに分かっており、実績に応じて予算組みをしている。職員の向上心にもつながることなので、十分予算は確保するよう要望した。

大木町安全安心まちづくりについては、木佐木校区活性化協議会にも同様な組織がある。調整して連携して活動できるようにしてほしいと要望した。

高齢者免許返納対策タクシー助成金は減額してあるが、何ゆえか。例年どおり予算確保すべきではないか。これについては、コロナの影響と考えられるが、現在の予定では50万円前後になると思われる。そのため少し減額している。状況が好転して増やす必要があれば、補正を組んで調整するとのこと。

防災無線戸別受信機の予算は皆減となっていることについては、以前の在庫があつて追加購入が必要ないためとのこと。75歳以上の高齢者に行き渡るようにするとのこと。

防災士資格取得助成金については、分団長は試験が免除されている。県内の各ブロックで研修が予定されており、筑後地区でも予定されている。そのタイミングで研修に参加してもらおう。令和2年度は9月の補正で対応した。3年度は自主防災会からの推薦で助成を予定している。2年度は女性が2名受験して2名とも合格した。これは新聞でも紹介された。今後も女性の受験者も増やしてほしい。過去に被災された地域では、避難所には女性目線での避難所開設が

必要と言われている。防災の女性リーダーも養成してほしい。

消防団員は168名が定員だが、各事業所等に依頼して団員確保を試みている。現在165名まで改善予定とのこと。新規移住者にも積極的に声がけをしてはどうか、消防団員として早く地域に溶け込めると思うがと提案した。

現在、防災担当は何人いるのかという問いに対して、管理防災係として職員2名、防災専門員として消防署を退職された方を1名再任用で配置して、3名体制を取っているとのこと。

総務課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、企画課の審査結果を報告いたします。

町の資源を発掘し、その魅力を発信することによって、経済に好影響を与えていく。それを続けていくことで、好循環を生み出し、経済を発展させていくよう考えていきたい。また、今回、図書情報センターも一緒になっていることで、町民の皆さんとコミュニケーションを密にできるようにして、情報の共有と発信をしていけるようにしたい。また、今年度は自治総合計画の初年度であり、効率的に進められるようトータルシステムを構築していきたい。自治と自立、行政が押しつけるものではなく、自発的に進めていけるようサポートしていくとのこと。また、町民の皆さんが、このまちを誇りに思えるように、まち磨きをしていきたいとのことである。

まず、1人乗り電気自動車を導入して、西鉄さんの協力も得られており、西鉄八丁牟田駅に設置するよう計画している。1人乗りで、自転車で行くには距離があるところでも行けるようになる。6台を予定している。行動範囲が広がることで、利用する人も増えると考え。サイクリングマップは、既に自転車用があり、他の地域まで距離を伸ばした形で作成していきたい。観光アトラ

クションのイメージで活用できるよう楽しみ方を考える。いろんな人が利用すると思うが、位置情報が分かるような仕組みを考えてほしい。探して回らなくてもいいように、また、ラッピングをして町内業者の宣伝用になるよう活用してほしい。利用規定を作成するよう要望した。

DV相談事業では、参加自治体の減で委託料が増になった。相談件数は延べ72件ほどあっている。長期フォローが必要であったり、行政が動く必要があったこともあった。子育て支援センターにも相談窓口があり、高齢者は福祉課、子供はこども未来課と連携して、会議があるときには参加し、情報を共有している。女性ホットラインに入ってきた情報は、個人情報であり、突き合わせができていないのが現状。取りこぼしのないように要望した。

ひしのみ国際交流事業では、開始から30年以上になり、今では個人の国際感覚も豊かになってきている。大木町でも在留外国人が増えている。行政の関わり方を考え直す時期ではないか。海外へ行かなくても文化交流などできるのではないか。今後、外国人の労働力も必要となってくる。外国人の相談窓口にもなるのではないか。方向転換を考えてはどうかと提案した。人づくり人材育成を考慮して、町内の事業所から寄附を頂き、地域を挙げて取り組んできた。今後検討していくとのことでした。

男女共同参画学習は、コロナの影響で事業自体が減っているが、事業が行われている実態が知られていないように思える。事業事例を発信して活用を促してほしい。また、男性も女性も一緒に聞ける、学べるように要望した。

ふるさと納税は、今年度5億円を想定している。返礼品は1億5,000万円計画している。まだまだ返礼品の掘り起こしができる要素がある。ふるさと納税支援業務は、株式会社クリエイティブおおきに委託しており、事業者自身が気づいていない品物がある。ワッカを通じて掘り起こしを行うよう要望した。

夢あふれるまちづくりプロジェクト事業は、ふるさと納税の寄附金を基に創設された事業であり、選定には十分注意を払って今後大いに活用してほしい。

企画課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、会計課の審査結果を報告いたします。

歳出では、公会計制度の資料作成費用として財務書類作成業務委託料が前年同様組まれている。今までどおり税理士法人に委託することで予算計上しているとのこと。公会計制度は、まだ2年であり、十分理解するまでに至っていない。まだ数年かかる。誰でもできるようにマニュアル化する必要もある。税理士法人が使用しているマニュアルがあり、参考にさせてもらい、自前のできるよう計画している。それについては、税理士法人と話ができており、作業を見せてもらうようにしている。

歳入では、法人税収入など、どのくらい影響を受けるか不明である。定期預金の利息は今後減少していくと思われる。また、寄附金は5億円の見込みで予算化しており、今回から5億円の収入予定を計上している。

会計課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、税務町民課の審査結果を報告いたします。

今年度は衆議院選挙の年であり、その選挙費用が計上されている。その中で、投開票機器の点検は毎回必要か、期日が近ければ不要ではないか、投票用紙読取分類機オペレーター委託料は必要なのかとの問いに、常に正常であることを確認しておく必要がある。投票用紙読取分類機オペレーター委託料は、名前のセッティングやトラブル時に対応してもらう必要がある、各会場に立ち会ってもらう必要がある。選挙事務委託料は、3会場に職員を配置して作業委託して



いるもの。

歳入では、新型コロナによる税の収入の減を見込んでいる。固定資産税の減収は、3年前の評価替えで減少したもの。たばこ税が上がる予定だが、これまでの経験から減収することはないと見込んでいる。所得による減は、個人も法人もコロナによる減収は見込んでいない。支援措置が取られており、納税がされないことはない。分割でも払ってもらっている。

字図の件の質問があっていたが、建設水道課と税務町民課と両方で持っているが、連動はしていない。税務町民課では、普通の字図に独自のデータ、外には出せないデータも入れてあり、一緒にはできない。

マイナンバーカードの普及案内が国から個人別に来ているようだが、申請は進んでいるのか。あまり進んでいないが、大木町では、昨年300件ほどで、今年は1,000件ほどになっている。申請中まで含めると23%ほどになっているとのこと。国は100%を目指しており、町でも対策を講じてほしいと要望した。

税務町民課の管轄分に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、建設水道課の審査結果を報告いたします。

予算総額は3億9,640万3,000円となっていて、416万5,000円の増額となっている。豪雨被害軽減対策費3,901万1,000円、利水治水対策費で、地域住民の管理体制の強化や、治水機能を最大限に生かし、豪雨被害の軽減を図る。堀の維持管理費988万2,000円、堀の整備改修費600万円は、行政と地域住民の共有財産である堀の維持管理に参画し、総合的な保全と維持管理を図るものである。

次期水路整備の計画は、県営農村総合整備事業が令和3年度に認可され、令

和4年に着工を予定。久留米柳川線の道路改良、国道442号線の4車線化、県道水田大川線の歩道設置工事を関係各機関へ要望している。その中で、国道442号線の4車線化は、令和3年度の認可を受けており、大きく進捗するものと思う。

生活道路整備改修費では2億5,415万円を計上し、町道10号線は令和4年完成を目標に進めている。狭あい道路整備事業では、防災住環境の改善を図るため、幅4メートル未満の道路の整備を図っていくもの。橋梁長寿命化事業も道路維持管理を適切に行うため実施、

交通安全施設整備事業では、安全確保のため、水路のガードレールなどの設置を行うもの。

正原橋の改良工事では、山の井川浸水対策緊急事業で、堤防かさ上げ工事に伴う道路拡幅分の負担金を計上している。

学校施設等改修事業では、大木中屋内運動場改修設計委託費を計上している。令和4年長寿命化として改修予定である。中学校施設修繕費は、部室などの雨どいの修繕を予定している。小学校の修繕費は1,053万円を計上。大溝小は、体育倉庫の修繕、渡り廊下の修繕など。木佐木小学校は、建具の修繕、手すりの塗装を予定。大莞小では、外壁木板の修繕を計画している。

建設水道課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、産業振興課の審査結果を報告いたします。

農業委員会については、農業委員さんの研修費用のほかは負担金等が主である。農振の振り分けは終了した。

家の売買の中で、下限面積以下の小さな田んぼがついたところなど、家は買えるが田んぼは下限面積の条件があるため買えない。そのような土地が少しず

つ増えているように思える。今後、そのような田んぼは耕作放棄地となる可能性が高い。下限面積を見直すなり、条件の緩和を検討していくべきではないだろうか。農業委員会での検討をお願いした。

有害鳥獣駆除では、会員が減ってきている。大木町では現在5名の免許所持者がおられる。今年1名やめられるが、1名参加される人がおられるとのこと。最近、カモの数も増加しており、対策を考える必要がある。猟友会の活動は広報で連絡してあるが、周知徹底してほしい。該当地域に回覧板を回すなり検討してはどうか。

農業次世代投資事業交付金は、所得要件等で除外になったり減額されたりして、交付金を受け取る条件も変わってきている。当初50経営体ほどあったが、現在27経営体となっている。今までイチゴ農家だけだったが、アスパラ部会も面積を増やしたいとのこと。条件が厳しくなっているようだ。

次に、筑後導水工事の償還金はいつまでかという問いに対して、令和4年で終了となっているとのこと。今、大雨予報が発表されたとき、堀の水の事前落水を行っている。雨が降らないときは、筑後導水から大量に水を供給する必要がある。筑後川下流用水施設管理業費は負担金が増えるのではないだろうかとの問いに対し、少しは増えると思われる。

住宅改修補助金は、町内の中小企業に頼んでしてもらおうと補助が出るが、事前に申込みしてほしい。他の市町からの業者も入ってきており、注意してほしい。

堀んぴくが今年度は中止になったが、堀のまち大木としては残念である。商工会とも相談して、コロナが落ち着いたら再開できるように検討してほしい。堀との関わりを持った事業を行ってほしいと要望した。

産業振興課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

次に、議会事務局の審査結果を報告いたします。

議会議員の研修費として、国への政策提案、各常任委員会の視察研修、議会報発行特別委員会の研修など、議員数分と随行員1名分の費用及び議員の自主研修費用などが計上されている。

減額になっているのは、議員共済費の率の減だけで、ほかは前年同様の予算となっている。

議会事務局に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号令和3年度大木町一般会計予算のうち、第1予算審査特別委員会に付託されました所管課の全ての審査を終え、採決を行い、全委員原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、第1予算審査特別委員会の審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第1予算審査特別委員会委員長、ありがとうございました。

続いて、第2予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長 第2予算審査特別委員会委員長報告。

令和3年3月3日開会の令和3年度第1回定例議会において提案されました議案第12号令和3年度大木町一般会計予算審査認定について、第2予算審査特別委員会に付託されました案件の審査結果の報告をいたします。

審査日時は、3月9日、健康課、福祉課、税務町民課、3月10日、学校教育課、生涯学習課、3月11日、こども未来課、環境課の順に、各担当課長及び係長、説明のために町立保育園園長、主任保育士の出席を求め、予算審査を行いました。また、学校教育課においては、教育長にも同席いただきました。

審査を行うに当たって、各課とも款・項・目・節区分に及ぶ詳細な説明を受け、予算執行上、留意すべき点、特筆すべき点、また、新規事業や事業見直し等により、不明な点、すぐにでも執行していただきたい事業など、資料提出等による詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。

委員会としての意見が交わされた事項について報告します。

最初に、健康課の審査について報告します。

健康・長寿を掲げた町の方針に沿って、疾病の早期発見、早期予防のための予算として計上している。しかし、通常健康診断では発見できないがんや早期発見に至らなかったケースも多く耳にしており、腫瘍マーカーなどのオプション費用等も町が助成することも必要ではないかということで要望した。来年度も新型コロナウイルスの影響が及ぼすことが想定される中、健康課としては、ワクチン接種など、町民への対応に混乱が生じないよう適切な対応を望む。

続いて、福祉課の審査について報告します。

新規事業のケアランポリン事業は高齢者支援、さらに、高齢者の就労的活動の場を提供するため委託就労支援、障害者には自立支援給付など、町民全てに対し健康長寿を望む適切な予算を計上している。

続いて、税務町民課の報告をします。

ここでは、審査項目が少なく、例年とほぼ変わらないこともあり、特に意見、要望等はなかった。

続いて、学校教育課の審査について報告します。

G I G Aスクール構想が本格的に始動する中、1人1台端末の整備と併せて、I C Tの導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつなげていくことが予想される。ただ、I C T環境の整備は、あくまで手段であり、目的ではなく、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のつくり手として、社会の形成に参画するための能力を育成していくために、本町としても全力で取り組んでいただきたい。

続いて、生涯学習課の報告をします。

法人格を取得する体育協会だが、予算を伴うこともあり、今までとは違う組織改革が望まれる。埋もれている人材を発掘し、活用していくことが大事であり、理事の中にも中学・高校生などの若い人材を取り入れ、意識向上を図っていただくことを要望した。こっぼーとホール周辺に机、椅子を並べ、人を引き止め、そこに輪をもたらす効果を期待する新規事業だが、人が集まることなくってきた時代である中で、発想がすばらしく、ぜひ成功してもらいたい。

続いて、こども未来課の報告をします。

小規模保育施設が新規開設し、町として予算を計上している。今現在では、子供の受入先が困難な保護者にとっては大変ありがたいことではあるが、一方で、本格的な少子高齢化、人口減少を目の当たりにしている中での開設は、いささか懸念が残る。10年後、20年後以降も持続可能な事業が望まれる今日、町として予算を出す以上は、事業の適切な指導及び適切な審査を行っていくこ

とを望む。

続いて、環境課について報告します。

地域おこし企業人交流プログラムとして、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロのロードマップの取組は、将来のまちの方向性を決める大事な事業であり、大変重要視される。民間の考え方を取り入れることにより、職員同士の刺激になり、相乗効果が高まって、より活性化することを望む。

それと、本町でも公式アカウントとして、ごみアプリなどで利用している無料通信アプリLINEについて、2時間前のお昼のニュースで流れていました。利用者の個人情報に中国の関連会社で閲覧可能な状態になっていた問題について、総務省が今現在利用している同社のLINEのサービスの運用を停止する考えを示しました。全国自治体に対しても利用状況を確認した上で26日までに報告をするよう求めているそうです。国が事実関係をしっかり把握し、適切な措置を講ずることだと思いますが、本町としても、自治体としての情報漏えいや町民の個人情報の漏えいにつながることを懸念されるところです。迅速な対応をお願いいたします。

全体を通じて感じたことは、昨年来の新型コロナウイルスにより、町の行事に多大な影響を及ぼし、職員に対する負担も計り知れないものだったと拝察します。しかし、先行きが見通せない状況の中、新年度への予算、新規事業の考察、行政サービスの質を落とさず取り組んでこられたことへ、まずは感謝申し上げます。

町としても、大木町自治総合計画基本構想を掲げ、新たなスタートを切っていくための新年度予算であると思います。職員も行政組織機構改革として新体制の下、新年度が始まり、町民も自治会として進んでいくこととなります。町全体が大きなかじを切ることになり、新たな船出となります。

コロナ禍の中の波を乗り越え、コロナ以前のように戻るのではなく、新たな大木町として前に進むための令和3年度予算であると思います。

国においても、2050年までに温室効果ガスゼロを目指し、環境分野に関しては大きくかじを切り、自然エネルギーの普及に急速に進もうとしており、この流れを止めることはできないと思います。

地方である本町には、生活の足として欠かすことのできない車や人が住むための住居など、将来的には目に見える環境が一変してしまうことが予想され、ゼロエネルギーの住宅が建ち、太陽光発電で電気を利用し、電気自動車で蓄電するなど、国の意向に沿った予算であり、世界的にもその流れになっていくことが予想されます。

本町は、環境分野の強みを生かし、この予算が適切に実行され、町民が意識をし、普及していくことになれば、今ある町の循環システムが家庭の電気まで循環をする。将来的には、本町独自の電力会社まで設立することができれば、究極の循環のまちになり得ます。

大木町だけの強みが、全国的にも例のない注目される自治体になることによって、大きな広告塔となり得る。そして、人が集まり、移住をし、住んでいる町民も町に誇りを持てるようになり、定住につながると思います。

そういった考えの下、前向きな予算を計上されているように見え、職員の意識レベルアップ、未来へ向けた投資とも思える前向きな新規事業、現状維持ではなく、新たな船出をするための意気込みを感じた予算と思います。

以上で、第2予算審査特別委員会に付託されました所管課の全ての審査を終え、令和3年度大木町一般会計歳入歳出予算については原案どおり認定すべきものと全員賛成により決定したことを報告します。



議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第2 予算審査特別委員会、益田委員長、ありがとうございました。

それでは、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第12号令和3年度大木町一般会計予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する各予算審査特別委員会委員長の報告は可決です。日程第1、議案第12号令和3年度大木町一般会計予算については、各予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第12号令和3年度大木町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第2、議案第13号令和3年度大木町国民健康保険特別会計予算について、日程第3、議案第14号令和3年度大木町後期高齢者医療特別会計予算については、それぞれ関連がございますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号、議案第14号については、一括議題といたします。

本案は、去る3月4日に第2予算審査特別委員会に付託されておりましたので、第2予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長 第2予算審査特別委員会委員長報告、国民健康保険特別会計。

本会議において、第2予算審査特別委員会に付託された議案第13号令和3年度大木町国民健康保険特別会計予算について、審査の結果報告をいたします。

3月9日、健康課長、係長、委員会委員全員の出席の下、審査いたしました。

歳入歳出それぞれ総予算額は17億9,607万9,000円、前年度予算より1.1%、2,025万4,000円の減額計上になっております。

今後も国民健康保険料は増加傾向にあり、医療費抑制のための保健事業を実施し、適切に対応していくことを望みます。

以上、審査結果、令和3年度大木町国民健康保険特別会計予算は、原案どお

り認定すべきものと全員賛成により決定したことを報告いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計に移ります。

第2予算審査特別委員会に付託された議案第14号令和3年度大木町後期高齢者医療特別会計予算について、審査結果を報告いたします。

3月9日、健康課長、係長、委員会委員全員出席の下、審査いたしました。

歳入歳出それぞれ予算総額1億9,962万7,000円が計上され、前年度より912万円の増額計上となっております。

平均年齢の伸びによる高齢者の増加により、今後もより一層の厳しい財政運営が予想される。

特段の質問はなく、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、令和3年度後期高齢者医療特別会計予算について、審査結果の委員長報告といたします。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第2予算審査特別委員会、益田委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。議案第13号、議案第14号について討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第13号令和3年度大木町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する第2予算審査特別委員会委員長の報告は可決です。日程第2、議案第13号令和3年度大木町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第13号令和3年度大木町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第14号令和3年度大木町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。この採決も起立によって行います。本案に対する第2予算審査特別委員会委員長の報告は可決です。日程第3、議案第14号令和3年度大木町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第14号令和3年度大木町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第15号令和3年度大木町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案は、去る3月4日に第1予算審査特別委員会に付託されておりましたので、第1予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 令和3年第1回大木町議会3月定例会に提案されました議案第15号令和3年度大木町水道事業会計予算については、第1予算審査特別委員会に付託されました。

去る3月10日、第4会議室において、建設水道課長、課長補佐及び係長による予算の詳細なる説明を求め、審査いたしました。その報告をいたします。

大木町水道事業は、昭和51年5月に供用開始して、創設時の管路も45年以上経過することから、平成25年度に老朽管更新・耐震化計画として管路更新計画を策定しており、現在、交換工事を行っている。第1期配水管路耐震化事業は、避難所などの重要供給拠点施設への既設配水管を耐震化する事業を行っており、令和4年度の完成を目標として事業を進めている。令和2年4月から、小石原ダムの本格運用に合わせて、福岡県南広域水道企業団からの基本水量（1日最大給水量）は3,800立方メートルから1日4,660立方メートルに増加しています。

今後の事業経営については、「安全で良質な水を安定して供給する」を基本理念とし、「強靱な水道施設」、「健全で効率的な事業経営」の目標実現に向けた施策に取り組むとのこととしている。

令和3年度の主な事業は、配水管路耐震化事業工事として1億8,370万1,000円を計上しています。

次に、収益的収入については、事業収益として2億5,880万1,000円、事業費2億4,839万9,000円で、差引き1,040万2,000円の利益を見込んでいる。

その他では、水道料金の入金手数料は口座振替が11円、コンビニ収納手数料が月5,000円で収納手数料が58円となっていることから、口座振替の推進を提案。

今年度、軽自動車の購入を予定しているが、ガソリン車の購入を予定している。仕事柄、雨の日でも災害時でも出ていく必要があり、電気自動車の場合、水につかたら動けなくなってしまうおそれがあり、仕方ないを考える。

最後に、第1予算審査特別委員会に付託されました議案第15号令和3年度大木町水道事業会計予算については、全委員原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、第1予算審査特別委員会の審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第1予算審査特別委員会委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第4、議案第15号令和3年度大木町水道事業会計予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する第1予算審査特別委員会委員長の報告は可決です。日程第4、議案第15号令和3年度大木町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第15号令和3年度大木町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第16号大木町健康福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、去る3月4日に文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長 議案第16号大木町健康福祉センターの指定管理者の指定について。

去る3月4日、文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号大木町健康福祉センターの指定管理者の指定について、審査の結果を報告します。

去る3月9日、健康課長、係長に説明のため出席を求め、書類審査を実施し、事業計画書などの資料を基に、株式会社大木町健康づくり公社の経営方針、指定を申請した理由、施設の運営に関する方針では、現状に対する考え方、将来の展望、施設の営業に関する計画では、利用者へのサービス向上、利用者向上に関する計画、管理経費に関する計画、社員配置に関する計画などについて説明を受けた。

株式会社大木町健康づくり公社は、開業当初から23年にわたり、この施設の管理運営を行っている実績もあり、計画では、町民の健康づくり、高齢者の居場所づくりにも主体的に取り組む計画であり、施設の管理では、施設の老朽化により管理が困難な部分もあると思われるが、簡易な修理は社員で対応するなど経費節約にも努められる計画である。

現状、コロナ禍により、厳しい経営状況を余儀なくされるということであるが、大木町健康福祉センターの目的である地域住民の健康及び福祉の増進を図り、憩いと交流を促進し、地域の活性化を図る施設ということを念頭に置き、事業展開されることを期待したいと思います。

以上のような経緯と今後の事業展開を期待し、審議した結果、文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号大木町健康福祉センターの指定管理者の指定については、株式会社大木町健康づくり公社は、指定管理者として妥当であると判断し、原案のとおり可決すべきものと委員会全員賛成の下に決定しま



した。

以上、委員長の報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

益田委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。議案第16号、本案に対する委員長の報告は可決です。日程第5、議案第16号大木町健康福祉センターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## 起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第16号、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第17号大木町農産物加工販売施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、去る3月4日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 大木町農産物加工販売施設の指定管理者の指定について。

令和3年第1回大木町議会3月定例会に提案されました議案第17号大木町農産物加工販売施設の指定管理者の指定については、総務建設産業常任委員会に付託されました。

去る3月9日、産業振興課長及び担当者に出席を求め、書類審査を実施しました。その報告をいたします。

指定管理者の経営方針、指定を申請した理由、加工販売施設の運営方針、現状に対する考え方及び将来の展望について説明を受け、その上で、今後の施設運営計画、利用向上に関する計画、社員配置に関する計画について説明を受けました。

当施設は、地産地消の推進や農産物の6次産業化の推進に寄与することを目的に造られた。アクアスのそばに隣接しており、立地を生かした活動ができると思われてきた。しかし、現状では使用頻度も減ってきている。地産地消の推進、農産物の6次産業化の推進のため、町民の多額の税金を投入して造った施

設であり、もう一度、活用方法を検討してほしい。多額の収益を得る必要はないが、人を育てる舞台であっていいと思う。次の3年の間に使い方を見いだせるか見極めたい。今後の改善を期待しています。

指定管理者の指定手続については、条例の改正が必要かどうかも含め検討願います。

以上のことから、総務建設産業常任委員会に付託されました議案第17号大木町農産物加工販売施設の指定管理者の指定については、全委員原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

徳永伸行委員長、ありがとうございました。

それでは、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。議案第17号、本案に対する委員長の報告は可決です。日程第6、議案第17号大木町農産物加工販売施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第17号、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第18号おおき循環センター「くるるん」内道の駅おおきの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、去る3月4日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長　　令和3年第1回大木町議会3月定例会に提案されました議案第18号おおき循環センター「くるるん」内道の駅おおきの指定管理者の指定については、総務建設産業常任委員会に付託されました。

去る3月9日、産業振興課長及び担当者に出席を求め、書類審査を実施しました。その報告をいたします。

管理運営に当たっての経営方針、安全面からの取組、職員の研修計画、施設運営について、指定管理者を申請した理由、それぞれについて説明を受けまし

た。

大木循環センター「くるるん」内道の駅おおきは、道路利用者の利便性を向上させる施設であり、町の地産地消や観光交流の拠点施設として重要な施設である。観光バスや観光客、自家用車も大勢来場される。

風力発電機の故障やR Vパーク設置の急速充電器が故障したままなのは、早急に改善すべき。今、電気自動車が増加している中、早急な対応が必要。リピーターの減少につながると危惧する。

開設から10年、来場者も多くなっている。動物の飼養環境改善や動物広場施設の改修など課題は多いが、町の観光拠点であり、これまでの実績を踏まえ、さらなる向上を期待する。

以上のことから、総務建設産業常任委員会に付託されました議案第18号おおき循環センター「くるるん」内道の駅おおきの指定管理者の指定については、全委員原案のとおり可決すべきと決定しました。

以上で、審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

徳永伸行委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。議案第18号、本案に対する議案、委員長の報告は可決です。日程第7、議案第18号おおき循環センター「くるるん」内道の駅おおきの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第18号、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第19号大木町地域創業・交流支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、去る3月4日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 令和3年第1回大木町議会3月定例会に提案されました議案第19号大木町地域創業・交流センターの指定管理者の指定については、総務建

設産業常任委員会に付託されました。

去る3月9日、産業振興課長及び担当者に出席を求め、書類審査を実施しました。その報告をいたします。

管理運営を行うに当たっての経営方針、施設の管理、運営理念、それぞれについて説明を受けました。その中で、地域住民に親しまれ、気軽に集えるような施設運営を目指す。また、チャレンジショップや滞在型農作業体験プランの施行、地域の優良製品の展示即売会、農作業の年間契約栽培など企画してある。今年にはコロナの影響で施設の活用が思うようにできなかったようだが、今後、コロナ終息後の飛躍に期待する。

住箱の印象が悪く、負のことばかりに目が行っている。逆手を取って、それなりの事業も考えられると思う。

プロジェクトマネジャー、5人雇用してあるが、希望が持てる、やりがいがあるような人の活用、指導をしていってください。

今後、宿泊施設等の積極的な活用により、交流人口の増加、道の駅の活性化など、当初の目的が達せられるよう、委員会としても強く望むものである。

以上のことから、総務建設産業常任委員会に付託されました議案第19号大木町地域創業・交流センターの指定管理者の指定については、全委員が原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

徳永委員長、ありがとうございました。

それでは、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。議案第19号、本案に対する委員長の報告は可決です。日程第8、議案第19号大木町地域創業・交流支援センターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第19号、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、発議第1号大木町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。



提出者から提案理由の説明を求めます。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　提出議員の中島宗昭でございます。

発議第1号大木町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提出理由をご説明いたします。

本案は、行政組織機構改革の実施に伴い、各常任委員会の所管する課・局について、条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例改正を行うものであります。

条例案及び新旧対照表等の1ページをお願いいたします。

下線の部分が改正する箇所となります。

改正内容は、大木町議会委員会条例第2条第1号に定める総務建設産業常任委員会の所管については、企画課、会計課をまちづくり課の業務の一部とするもので、新旧対照表等の2ページをお願いいたします。大木町課設置条例になりますが、3ページをお願いいたします。まちづくり課の業務のアからキまでの事項とするもので、また、文教厚生常任委員会の所管については、こども未来課、健康課、福祉課、環境課をまちづくり課の業務の一部、大木町課設置条例、資料3ページのまちづくり課業務のクからソまでと健康福祉課に、こども未来課の所掌事務は教育部局で補助執行されることから、このように改めるものです。

なお、本改正条例は、本年4月1日から施行としています。

以上、議員の皆様方には、提案の趣旨をご理解いただき、可決いただきますようお願い申し上げます、提出理由のご説明といたします。

議長　これをもって提出理由の説明を終わります。

これより提出議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

中島宗昭議員、ありがとうございました。

お諮りいたします。発議第1号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第9、発議第1号大木町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に

については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### 起立多数

議長 起立多数です。したがって、発議第1号、本案については原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第2号大木町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提出理由の説明を求めます。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 提出議員の中島宗昭でございます。

発議第2号大木町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての提出理由をご説明いたします。

本案は、第5次大木町総合計画の計画期間が本年度で終了するのに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例改正を行うものであります。

条例案及び新旧対照表等の4ページをお願いいたします。

下線の部分が改正する箇所となります。

改正内容は、大木町議会基本条例第1条、目的に、第5次大木町総合計画の目指すべきまちの将来像である「緑の風が吹き渡るふるさと 暮らし輝く 環のまち・おおき」を示していましたので、将来像の部分を削除し、目的を明確にし、内容を改めるものです。

なお、本改正条例は、本年4月1日から施行としています。

以上、議員の皆様方には、提案の趣旨をご理解いただき、可決いただきますようお願い申し上げます、提出理由の説明といたします。

議長 これをもって提出理由の説明を終わります。

これより提出議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

中島宗昭議員、ありがとうございました。

お諮りいたします。発議第2号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

日程第10、発議第2号大木町議会基本条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、発議第2号、本案については原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第3号大木町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者から提出理由の説明を求めます。北島好昭議員。

北島好昭議員　　提出議員の北島好昭でございます。

発議第3号大木町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提出理由をご説明いたします。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児・介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願書に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

参考資料の5ページをお願いいたします。

下線の部分が改正する箇所となります。

改正内容は、第2条の欠席の届出では、第1項中、事故を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に改め、同条第2項では、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定の6週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができることを追加しています。

第85条の請願書の記載事項等については、第1項中、請願者が法人の場合は、記載要領を明確にし、請願者に一律に求めていた押印を見直し、署名または記名押印に改めるものです。

附則につきましては、本規則の施行期日を公布の日としております。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、可決いただきますようお願い申し上げます、提出理由の説明といたします。

議長　これをもって提出理由の説明を終わります。

これより提出議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

北島好昭議員、ありがとうございました。

お諮りいたします。発議第3号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第11、発議第3号大木町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、発議第3号、本案については原案のとおり可決されました。

日程第12、大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付しまし

た本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13、大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第14、諸般の報告を行います。

議員派遣の件16件について、大木町議会会議規則第118条の規定により、議長において許可をいたしておりました。お手元に配付いたしておりましたとおり、その結果について派遣議員より報告がっておりますので、ここに報告と



いたします。

次に、お諮りいたします。本会議において議決されました案件で、誤読などにより条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

日程第15、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、3番、原田勝議員、5番、古賀靖子議員、お二人を指名いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年第1回大木町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　　14時56分

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 中 島 和 正

5 番 古 賀 靖 子

3 番 原 田 勝